

水俣条約の 対象施設	大気汚染防止法の 水銀排出施設		施設の規模・要件 (以下のいずれかに該当するもの)	排出基準(注1) ( $\mu\text{g}/\text{Nm}^3$ )	
				新設	既設 (注2)
石炭火力発電所 産業用石炭燃焼ボイラー	石炭専焼ボイラー 大型石炭混焼ボイラー		・伝熱面積 10 m <sup>2</sup> 以上 ・燃焼能力(注3) 50 L/h以上	8	10
	小型石炭混焼ボイラー(注4)			10	15
非鉄金属(銅、鉛、亜鉛及び 工業金)製造に用いられる精 錬及び焙焼の工程	一次施設	銅又は工業金	金属の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉 (ペレット焼成炉を含む。)及び煅焼炉/ 金属の精錬の用に供する溶鋳炉(溶鋳用反 射炉を含む。)、転炉及び平炉： ・原料処理能力 1 t/h以上	15	30
		鉛又は亜鉛	金属の精錬の用に供する溶解炉(こしき炉 を除く。)： ・火格子面積 1 m <sup>2</sup> 以上 ・羽口面断面積 0.5 m <sup>2</sup> 以上 ・燃焼能力(注3) 50 L/h以上 ・変圧器の定格容量 200 kVA以上	30	50
	二次施設	銅、鉛又は亜鉛	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼 炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)、 溶鋳炉(溶鋳用反射炉を含む。)、転炉、 溶解炉及び乾燥炉： ・原料処理能力 0.5 t/h以上 ・火格子面積 0.5 m <sup>2</sup> 以上 ・羽口面断面積 0.2 m <sup>2</sup> 以上 ・燃焼能力(注3) 20 L/h以上	100	400
		工業金	鉛の二次精錬の用に供する溶解炉： ・燃焼能力(注3) 20 L/h以上 ・変圧器の定格容量 40 kVA以上  亜鉛の回収の用に供する焙焼炉、焼結炉、 溶鋳炉、溶解炉及び乾燥炉： ・原料処理能力 0.5 t/h以上	30	50
廃棄物の焼却設備	廃棄物焼却炉(一般廃棄物/産業廃棄 物/下水汚泥焼却炉)		・火格子面積 2 m <sup>2</sup> 以上 ・焼却能力 200 kg/h以上	30	50
	水銀含有汚泥等の焼却炉等		水銀回収義務付け産業廃棄物(注5)又は 水銀含有再生資源(注6)を取り扱う施設 (加熱工程を含む施設に限る。) <b>(施設規模による裾切りはなし。)</b>	50	100
セメントクリンカーの製造設 備	セメントの製造の用に供する焼成炉		・火格子面積 1 m <sup>2</sup> 以上 ・燃焼能力(注3) 50 L/h以上 ・変圧器の定格容量 200 kVA以上	50	80 (注7)

(注1) 既存施設であっても、水銀排出量の増加に伴う大幅な改修(施設規模が5割以上増加する構造変更)をした場合は、新規施設の排出基準が適用されます。

(注2) 施行日において現に設置されている施設(設置の工事が着手されているものを含む。)

(注3) バーナーの燃料の燃焼能力を重油換算で表したものの。

(注4) バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算10万L/h未満のもの。

(注5) 水銀回収義務付け産業廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令で規定されています。

(注6) 水銀含有再生資源は、水銀による環境の汚染の防止に関する法律で規定されています。

(注7) 原料とする石灰石1 kg中の水銀含有量が0.05 mg以上であるものについて、規制基準値は「140  $\mu\text{g}/\text{Nm}^3$ 」です。

大気汚染防止法施行規則別表第3の3

1	令別表第1の1の項に掲げるボイラーのうち石炭を燃焼させるものであって、パーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり10万リットル未満のもの（石炭を専焼させるものを除く。）	10マイクログラム
2	令別表第1の1の項に掲げるボイラーのうち石炭を燃焼させるものであって、前項に掲げるもの以外のもの	8マイクログラム
3	令別表第1の3の項から5の項までに掲げる施設及び14の項に掲げる施設のうち一次精錬のように供する施設であって銅又は金の精錬の用に供するもの（専ら粗銅、粗銀又は粗金を原料とする溶解炉を除く。）	15マイクログラム
4	令別表第1の3の項から5の項までに掲げる施設及び14の項に掲げる施設のうち一次精錬の用に供する施設であって鉛又は亜鉛の精錬の用に供するもの（専ら粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とする溶解炉を除く。）	30マイクログラム
5	令別表第1の3の項から5の項までに掲げる施設及び14の項に掲げる施設のうち二次精錬の用に供する施設であって銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供するもの、24の項に掲げる溶解炉のうち鉛の第二次精錬（鉛合金の製造を含まない。）の用に供するもの並びにダイオキシン類対策特別措置法施行令別表1の3の項に掲げる施設（専ら粗銅、粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とする溶解炉を除く。）	100マイクログラム
6	令別表第1の3の項から5の項までに掲げる施設のうち二次精錬の用に供する施設であって金の精錬の用に供するもの（専ら粗銀又は粗金を原料とする溶解炉を除く。）	30マイクログラム
7	令別表第1の9の項に掲げる焼成炉のうちセメントの製造の用に供するもの	50マイクログラム
8	令別表第1の13の項に掲げる廃棄物焼却炉又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定するごみ処理施設（焼却施設に限る。）若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「廃棄物処理法施行令」という。）第7条第3号、第5号、第8号、第10号、第11の2号、第12号若しくは第13の2号に掲げる施設であって、火格子面積が2平方メートル以上であるか、若しくは焼却能力が1時間当たり200キログラム以上であるもの（専ら自ら産業廃棄物の処分を行う場合であって、廃棄物処理法施行令第7条第5号に掲げる廃油の焼却施設のうち原油を原料とする精製工程から排出された廃油以外を取り扱うもの及び次項に掲げるものを除く。）	30マイクログラム
9	廃棄物処理法施行令第6条第1項第2号ホ（2）若しくは同令第6条の5第2号チの規定により水銀を回収することとされた産業廃棄物又は水銀による環境の汚染の防止に関する法律第2条第2項に規定する水銀含有再生資源からの水銀の回収の用に供する施設（回収時に加熱工程を含む施設に限る。）	50マイクログラム

備考

- 「一次精錬の用に供する施設」とは、令別表第1の3の項から5の項までに掲げる施設及び14の項に掲げる施設のうち硫化鉱の重量の割合が50パーセント以上である原料若しくは当該原料から成る材料を使用して銅、鉛又は亜鉛を精錬するもの及び精鉱の重量の割合が50パーセント以上である原料若しくは当該原料から成る材料を使用して金を精錬するものをいう。
- 「二次精錬の用に供する施設」とは、令別表第1の3の項から5の項までに掲げる施設及び14の項に掲げる施設のうち一次精錬の用に供する施設以外のものをいう。
- この表の右欄に掲げる水銀等の量は、熱源として電気を使用する施設及び3の項から6の項までに掲げる施設にあっては第1号に掲げる式により、その他の施設にあっては第2号に掲げる式により算出された水銀等の量とする。

1  $C = C_s$

2  $C = (21 - O_n) / (21 - O_s) \cdot C_s$

この式において、C、O<sub>n</sub>、O<sub>s</sub>及びC<sub>s</sub>は、それぞれ次の値を表すものとする。

C 水銀等の量（単位 マイクログラム）

O<sub>n</sub> 次の表の左欄に掲げる各項の施設について同表の右欄に掲げる値とする

1の項、2の項	6
7の項	10
8の項、9の項	12

O<sub>s</sub> 排出ガス中の酸素の濃度（当該濃度が20パーセントを超える場合にあっては、20パーセントとする。）（単位 百分率）

C<sub>s</sub> 環境大臣が定める方法により測定された水銀濃度を、温度が零度であって圧力が1気圧の状態における1立方メートル中の量に換算したもの（単位 マイクログラム）

- 水銀等の量が著しく変動する施設にあっては、一工程の平均の量とする。